

構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 4 年 10 月 5 日
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価等を行い、令和 4 年 5 月 13 日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

(1) 全国展開する規制の特例措置

規制の特例措置の一部若しくは全部の全国展開が確認された又は全部を全国展開するものは、別紙 1 のとおりとする。なお、全国展開の内容及び実施時期については構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表 2 に記載し、規制の特例措置として存続する内容については基本方針別表 1 に記載する。

関係府省庁は、基本方針別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

(2) 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙 2 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙 2 に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
409	地方公務員に係る 臨時的任用事業	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。	全部	任期付職員制度、会計年度任用職員制度など地方公務員法等の改正及び地方公共団体における条例改正等により弊害の予防等の措置を確保し全国展開を実施。	地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)	令和2年4月1日 (措置済み)	総務省
834(835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に:平成21年5月)	一部	学校等施設のうち、社会教育施設(835)については、第9次地方分権一括法において、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とすることを措置。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)	令和元年6月7日 (措置済み) ※学校施設(834)については、引き続き検討	文部科学省
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うため、関係省庁において、令和4年度中に告示・通達の改正等所要の措置を講ずる。	告示・通達	令和4年度中	国土交通省
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号) 旅行業法施行要領(平成17年2月28日国総旅振第386号) 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について(令和3年12月23日付観光庁長官通達)	令和3年12月23日 (措置済み)	国土交通省

別紙2 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
910	病院等開設会社による病院等開設事業	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	関係府省庁は、事業者の要望内容について検討を行い、令和4年度内目途に評価・調査委員会(医療・福祉・労働部会)に検討状況を報告すること。評価・調査委員会(医療・福祉・労働部会)は、その検討結果を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。	令和4年度内に関係府省庁から事業者の要望内容についての検討状況の報告を受け、評価・調査委員会はその検討結果を踏まえ、令和7年度までに評価を行う。	厚生労働省
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。	関係府省庁は、今回の調査結果を踏まえ、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、令和4年度中に評価・調査委員会(医療・福祉・労働部会)に報告する。その上で、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知・徹底し、その後の事業の実施状況等を踏まえ、令和7年度までに改めて評価を行う。	令和4年度内に関係府省庁から自治体に対する現地調査、ヒアリング調査結果を報告し、評価・調査委員会はその検討状況を踏まえ、令和7年度までに評価を行う。	厚生労働省
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例(920)の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。	特例措置番号920の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。	厚生労働省
1228	民間事業者による公社管理道路運営事業	地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者が料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。	コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請が認定されて事業の運営状況が見極められる段階で改めて評価を行う。	コロナ禍という特殊事情が解消し、新たな特区計画の申請認定が行われた段階で改めて評価を行う。	国土交通省
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	全国展開が適当かの判断につき、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例(920)の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。	特例措置番号920の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行う。	内閣府